第二百三十二条の見出しを「（地域統計室並びに統計指導官及び情報調整官）」に改め、同条第一項中「及び統計指導官」を「並びに統計指導官及び情報調整官それぞれ」に改め、同条第二項中「次に掲げる」を「農林水産業及びこれに従事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関する」に改め、同項各号を削り、同条に次の一項を加える。

4　情報調整官は、統計に関する情報システムの管理及び統計企画課の所掌事務に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百五十二条第一項中「岩木川左岸農業水利事業及び」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　津軽農業水利事務所に、次の三課及び企画官二人を置く。

庶務課

工事第一課

工事第二課

第二百五十二条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「、用地課は工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務を、管理課は土地改良財産の管理及び処分に関する事務を、調査設計課は工事の実施に関する調査、計画及び調整に関する事務並びに工事の設計基準及び工種別実施設計の作成に関する事務を、工事第一課は幹線用水路の工事の実施及び検査に関する事務を、工事第二課は揚水機場の工事の実施及び検査その他工事第一課及び施設機械課の所掌に属しない幹線用水路の工事の実施及び検査に関する事務を、施設機械課は」を「、工事第一課は工事の実施に関する調査に関する事務を、工事第二課は工事の実施及び検査に関する事務並びに」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第六項及び第七項を削り、第八項を第四項とし、第九項を削る。

第二百五十三条から第二百五十七条までを次のように改める。

第二百五十三条から第二百五十七条まで　削除

第二百五十七条の二第十二項を削る。

第二百六十三条第十項を削る。

第二百六十八条第四項中「企画情報管理官」の下に「、施設監視専門官」を加え、同条第六項中「専門の事項（」の下に「施設監視専門官、」を加え、同条中第十一項を第十二項とし、第七項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7　施設監視専門官は、第一項の事業によって造成された施設の監視に関する情報の管理及び分析に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百七十一条第二項中「二人」を「三人」に改め、同条第四項中「企画情報管理官、水利調整専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、技術調整官、技術情報専門官、防災情報管理官及び保全整備専門官それぞれ」を「管理調整官一人、企画情報管理官一人、施設監視専門官一人、水利調整専門官二人、調査計画専門官一人、環境調査専門官一人、技術調整官一人、技術情報専門官一人、防災情報管理官一人及び保全整備専門官」に改め、同条第十四項中「及び利根川上流支所」を「、利根川上流支所及び大利根用水支所」に改め、同項を同条第十六項とし、同条中第十三項を第十五項とし、第八項から第十二項までを二項ずつ繰り下げ、同条第七項中「水利調整専門官は」の下に「、命を受けて」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中「事項（」の下に「施設監視専門官、」を加え、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　施設監視専門官は、第一項の事業によって造成された施設の監視に関する情報の管理及び分析に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百七十一条第五項の次に次の一項を加える。

6　管理調整官は、土地改良財産の管理及び処分に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。

第二百七十四条に次の一項を加える。

12　西北陸土地改良調査管理事務所に、射水平野支所を置く。

第二百八十条第九項中「吉井川支所」の下に「及び小阪部川支所」を加える。

第二百八十一条に次の一項を加える。

9　四国土地改良調査管理事務所に、南予用水支所を置く。

第二百八十三条第十項中「鹿児島支所」の下に「及び宮崎支所」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「保全整備専門官は」の下に「、命を受けて」を加え、同項を同条第十一項とし、同条中第三項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二項中「、企画情報管理官、水利調整専門官、調査計画専門官、環境調査専門官及び保全整備専門官それぞれ一人」を「一人、企画情報管理官一人、水利調整専門官一人、調査計画専門官一人、環境調査専門官一人及び保全整備専門官二人」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　南部九州土地改良調査管理事務所に、次長一人を置く。

3　次長は、所長を助け、南部九州土地改良調査管理事務所の事務を整理する。

第二百八十九条第一項中「北海道農政事務所に」の下に「、企画調整室」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（企画調整室の所掌事務）

第二百八十九条の二　企画調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　北海道農政事務所の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

二　北海道農政事務所の所掌事務に関する総合調整に関すること。

三　広報に関すること。

四　公文書類の審査に関すること。

五　農林水産省の所掌事務に係る災害対策に関する事務の総括に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、北海道農政事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第二百九十条第六号を次のように改める。

六　農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。

第二百九十六条中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号から第十二号までを三号ずつ繰り上げ、第十三号を削り、同条第十四号中「農業経営基盤強化勘定及び」を削り、同号を同条第十号とし、同条中第十五号から第十八号までを四号ずつ繰り上げる。

第二百九十八条中「次に掲げる」を「農林水産業及びこれに従事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関する」に改め、同条各号を削る。

第三百条第一号を次のように改める。

一　農政推進部の所掌に属する事務の調整に関すること。

第三百条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を削り、第六号を第三号とし、第七号から第十一号までを三号ずつ繰り上げる。

第三百二条第十一号中「農業経営基盤強化勘定及び」を削る。

第三百十二条中「総括統計官二人」を「総括統計官一人」に改める。

第三百十三条第三号を削り、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

第三百十四条第四号を削る。

第三百十七条中「、命を受けて」を削る。

第三百二十二条の見出し中「及び情報調整官」を削り、同条第一項中「及び情報調整官それぞれ」を削り、同条第三項を削る。